

第7回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 会議概要（無記名版）

日 時：平成 28 年 11 月 21 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：伊予市生涯研修センター「さざなみ館」 第 1 研修室

出席者：検討委員 12 名、事務局 7 名、委託業者 1 名

1. 開会

- ・ 開会のあいさつ（事務局）
- ・ 委員長あいさつ（委員長）

2. 議事

（1）前回の振り返りについて

- ・ 委託業者よりご説明
- ・ 最終的には事務局で決定するが、意見を整理して、一つの形にしたものをご提示いただいた。ご質問ご意見等いただきたい。（委員長）
- ・ 減免の基準について確認したい。伊予市老人クラブ連合会などで多目的スペースを利用した場合に、減免の対象として考えていただけるのか（委員 7）
- 前回までの協議では、「市長が必要と認めた場合」という表記になっている。例えば老人会の事業についても、伊予市のために必要な事業であるということを市長が認めた場合は適用する、という意味合いである。その適用範囲はまだ決まってははいない。市の見解になるため、必ず適用する訳ではない。（委員長）
- 減免対象については明らかにしないといけない。行政の実施計画が最終的にどういう形でまとまるかということも要点となる。本検討委員会の議論に具体的な共通項が出てきたところで、それを実際どのように動かすか、これを実行委員会で受け止めながら進めていく。（委員 2）
- どういった会合や事業が免除になってるのかを公表することが今後の課題になる。例えば市民が入って運営委員会をつくって、その審査の過程も含めて公開をすることで、なぜ免除になってるかということを広く確認いただけないかという意見もあった。（委員長）
- ・ 市や教育委員会以外で将来、指定管理での運用になるかもしれない。当然、条例等には指定管理者の扱いも出てくる。市と同等の立場で運営を行う可能性があることも想定されるので、皆さんにご理解いただきたい。（委員 11）
- 指定管理者に出すときには、指定管理に出す契約の条件がある。その中で規定を採決にするというやり方になる。（委員長）
- P T A 活動は定めた文言の範囲に入ると思うが、愛護班も免除の対象になるのか。愛護班の活動についても利益がないため、公平に判断いただきたい。その点ともう一つは、10 ページの図面で文化ホールと地域交流の色分けを書いているが、これについては確定したのか

どうか確認したい。(委員6)

- 愛護班については、どれが免除になるかどうかという判断が当委員会ではできない。様々な条件がある他の団体についても考えなくてはならない。今まで免除になっていた活動等に関して、減免理由をリストアップし、改めて事務局で判断をしていただく。「市長が必要と認めたとき」、「市および教育委員会が必要と認めたとき」という文言があって、その範囲を決めていく。委員6のご意見にもある通り、不公平がないように判断するという事は確認されている。二点目の諸室の色分けだが、1階と2階をこのように分けてはどうかということで当委員会では各委員に納得いただいた。それを参考に市のほうで決定する。ここで決定することはできない。(委員長)
- 条例では定めることができない内容は、規則で定めるのか。市長が認めた場合という抽象的な文言になっているが、どういったものを認めるのか市民に分かりやすくする場合には、補足で具体的に書く方が良い。市長あるいは教育委員会が認める場合というだけでは分かりづらい。やはり規則でこういう団体については免除し、それ以外は免除しないというようにはっきり記載したほうが良いと感じる。指定管理か直営かに関わらず、規則に入れたらそれは免除の対象になる、あるいは免除の対象になりませんというほうが市民の方々は理解しやすい。そのような規則を検討していただきたい。(委員6)
- 委員6のご意見は当委員会全体で理解されているが、もう一つの点として、新しい団体が地域のために行うことに関して、免除の対象にしても良いか議論する場が欲しいというご意見もあった。両方の記載をして、市に伝えるということでもよろしいか。料金と人のことについてご質問をいただいた。市民側の準備会ではより多くの人に参加いただけるように、周りの方にお話いただきたい。よろしくお願いします。(委員長)
- 松前町などでも条例と規則の中にきちんと書かれている。そのようなかたちでオープンにすれば、規則のなかに書かれていますということで説明できる。その他、市長・教育委員会が必要と認めたとき、とすればよい。(委員2)
- 委員2のご意見は、「市長と教育委員会が必要と認めたとき」という文言で新たな事業に対する減免の枠組みをつくっていけばいいのではないかと、いうものである。基本的にあるものに対して、付け加えていくという方法である。(委員長)
- 社会教育関係団体についても、今までは社会教育関係団体といったらどこの団体のこと指してるのかが明確になっていない。(委員2)
- 諸室の切り分けについては、黄色と緑の10ページのイメージでよろしいか。ご確認をいただけたら次の課題に移りながら振り返りをしたい。
議事の2の条例に基づく使用規則の検討についてのまとめに移り、振り返って確認をしていく。(委員長)

(2) 条約に基づく使用規則の検討について（全体的なまとめ）

- ・ 委託業者よりご説明。
 - ・ ありがとうございます。基本的には、前回の振り返りでご確認いただいたことを条例にどう盛り込むかということになる。細部に関しては規則で定めていくので、まだご意見いただいた分がすべて反映してる訳ではなく、一番の大筋だけが反映している状態である。ご意見をいただきたい。（委員長）
 - ・ この配布資料は平成28年度第1回のことが書いているが、この9ページの表現は「地域交流機能」ではなく「公民館」だった。修正いただきたい。（委員6）
- 承知した（委託業者）
- 休館日についても、「市長が認める際に開館することができる」という一文を加えるが、市長が認めたら何でも良いという基準ではない。どういった場合に認めるのかを加える必要がある。どういった場合に申し入れがあったら認めるということであるのか、はっきりと定めなくてはいけない。（委員6）
- 例えばこういう規制があると認める場合など、というご意見で良いか。（委員長）
- 市長に個人的に言ったら認める、市長に言っていないから認めない、という基準では困る。また12ページの使用時間の区分については、基本的にこの時間で良い。ただし当然、準備と片付けがあるので、9時から12時までの区分を使用して準備が30分としたら、9時半から11時半までに終わらなければいけないことになる。使用時間はこの時間であって、前後30分準備・片付けは認めるようにしてもらいたい。そして17ページの免除基準についてもこれで良いが、要は、条例にこういう文言が出ているが、詳細は規則で定めるというように書いておくことが必要である。（委員6）
- ありがとうございます。まず一つ目は市長が定めるということで、減免基準にも「公益上、必要と認める場合に」というふうに書いてある。その文言を入れてはどうかというご提案である。細部に関しては規則で決めるということになる。それから次は、使用時間準備について、ここは議論が必要である。一般的に1時間あいだをあけるとするのは片付けが終わった状況だが、例えば照明設備を全て初期設定に戻さなくてはいけないなど調整の時間が必要になるため、1時間開けているという施設もある。一方で片付け等に関しては柔軟に対応しますという施設もある。午前中の12時の時間区分だったら、必ずそこまでに終了してくださいという施設もある。委員6がおっしゃるように9時から12時を使用しそこから片付けの時間は別途認めてくださいということに関しては、結果的に運用上ということになるが、ご意見をいただきたい。使用時間の隙間なく使い続けると、スタッフ数も必要になってくる。（委員長）
- 重複するが、12ページの文章で一定時間をあけてということで明記してある。このスケジュールの例をみると、大体1時間設けてある。催物ごとに準備や片付けの時間は変わってくるが、その予定を組む場合に、ある程度時間を決めてもらわないと次に予定を組むのが難しいのではないか。（委員10）

- 仰る通りである。委員 6 がおっしゃったように 30 分は準備片付けの時間を設ける、とするのか、それとも片付けを含めてこの時間のみでやってくださいというお願いをするのか、いずれにしてもきっちり決めたほうが良いということである。(委員長)
- 開館時間自体は 9 時から 22 時というかたちになっている。例えば 9 時から 12 時と時間設定するのであれば、それよりも前から準備するということになってしまう。22 時以降の片付けも同じことである。9 時から 12 時の間に片付けや準備の時間を入れてしまったほうが良い。団体によって準備や片付けにかかる時間が違うため、時間は読めないと思う。午後に使うが午前中から準備しないといけないというケースもある。その際は午前と午後を押さえるというかたちで、そこも含めて借りる側が管理をしたほうが良いと考える。(委員 1)
- ありがとうございます。ご存知のようにホールにはいろいろな機構がある。旧市民会館と同じではなく、その調整に関してはホールの技術担当者が苦勞していた。掃除して帰るというだけの施設ではないので、特に文化ホールに関しては 1 時間のインターバル取ったほうがいいのではないかと個人的には感じている。(委員長)
- 要するに条例と規則で定めるかどうかである。杉並の事例では、延長については 45 分という計算をしている。仮に 12 時まで催物を実施して、12 時 45 分まで使うようであれば、延長使用料をとる、その部分は要するに延長使用料がかかったうえで 45 分まで使うということになっている。必要な場合には短時間の延長使用料を徴収して使う方法もあるのではないか。(委員 2)
- ありがとうございます。実際に使ってみないと分からないところが大きいですが、調整の時間についてはまず比較的改正が簡単な規則で定めておくこともできる。実際にどうするかというところは、使ってみないと正直分からない。規則まできちんと決めておいて、使ってから文言を入れるということになるのではないか。委員 6 がおっしゃった片付け・準備の時間を設けてくれということもある、委員 10 からあったように時間を狂わされると予定が立たないというご意見もでるかもしれない、委員 2 がおっしゃった杉並の場合には、使っていくに従って短時間の延長を可能として延長料金を設けた。どのシステムが一番いいのかは、もう少し検討が必要かと思う。(委員長)
- 杉並の事例はすべての公共施設ではないか。(委員 8)
- おっしゃるとおりである。(委員長)
- 伊予市のすべての公共施設で考えると、ふさわしくない施設もたくさんある。その場できっちり決める必要があると感じる。(委員 8)
- これは人的配置の問題や、設備使用と絡んでくるので、ご意見を踏まえて、再度の検討を事務局と委託業者とでさせていただいてよろしいか。(委員長)
- 承知した。(委員 6)
- やはり 9 時より前それから 22 時の後に使用するならば、人的配置の問題がある。例えば使用開始が 8 時からの場合は、建物の管理は警備会社がくる。これは 24 時間ある。8 時半よ

り前になると、一般職員が８時半からくるのでそういったことを検討しなくてはならない。
人的配置をまず決めないと、具体的な話はできない。(委員８)

→ だから前に延長できない、後ろに延長もできないということにもなる。(委員２)

→ 市の方針が決まらなければ、なんとも判断できない。(委員８)

→ ありがとうございます。(委員長)

→ 私の考えた内容としては、ホールはこの使用時間でも良いが、諸室についてである。小さな会で少し片付けが遅れたとして「１２時までに片付けなさい」というぎすぎすした話ではなく、余裕をみてほしいという話である。文化ホールは管理費がいるが、諸室の管理費はそこまでではないのではないか。ホールについてはこの形でやらなくてはならないが、狭い諸室については、そこまで厳しい運用でなくて良いのではないかと考えた。(委員６)

→ ありがとうございます。委員２が出された杉並の例は、最長でも４５分までしか延長を認めない、４５分までは認めるが料金は取るという話である。そこまでするかどうかなを含めて検討したほうが良いと考えている。(委員長)

→ その通りである。(委員２)

→ 近辺の他の公民館なども利用することがあったが、それぞれの施設で決めている。１２時だったら１２時。片付けも含めて１２時としている。使用者がそれに慣れてくるというところがある。それと例えば９時からだったら、９時１０分前くらいに「入ります」と一言言って行くと「どうぞ」と言っていただける。１５分前なら「まだ早い」と言われる。１０分ぐらいのゆとりはみてもらえるのではないかと考えているが、それ以上になったらやはり延長になってくるのではないか。(委員３)

→ 柔軟にやるのは良いが、担当者によって対応がまったく違うのも使い勝手が悪く、使いたくなくなる。(委員２)

→ 施設の性格にもよるところがある。委員６のご意見としては、おそらく減免になっている例のときの話ではないか。(委員長)

→ 普通は決まったらそのとおりにするが、やはり会議の内容は若干延びる時もあり、必要ならば２０分でもやる。決まりだから出て行けというのではなく、多少のことは対応してほしいと感じる。ホールなどは演奏や、公演などいろいろとやるのできちんとしているが、地域交流機能まできちんとして閉めるのではなく、幅をみてほしい。条例で書かれている規則はその通りだが、幅を持たせてほしいという要望である。(委員６)

→ ありがとうございます。どういうかたちで反映するかは検討するが、条例はこのようなかたちでいくという確認になる。(委員長)

→ 運用面について、決められた時間に出て行かなければいけないのは当たり前だが、どうしてもというときがある、ということである。(委員６)

→ ありがとうございます。委員１１がおっしゃられたように指定管理に出す場合には、条例で決められたとおりの運用になる。まずどういうかたちでやれるか。それを考えるためにもはじめは直営で運営するという提案が委託業者からもされている。ここでご意

見をいただき、規則にどう反映するかということを今後検討したい。(委員長)

- 8ページ説明にある文化資料館機能のところは、10ページの図面でいくと黄色でも緑でもない別の部屋を使うということか。10ページの2階の黄色でも緑でもない部屋が空いている。そこが文化資料館機能的なことになるということか。(委員11)
- 事務局からご説明する。基本的に文化財の内容も本施設の中でというのが基本的な方針だが、展示スペースを作るという訳ではない。例えば館の主催で年に数回一部屋を貸して展示することが決まっても、空調環境があるものなどは展示が厳しいかと思う。例えば化石や考古資料などで空調まで気にしなくていいようなものに関しては、その部屋でも展示できると考えている。人の配置や防犯の管理というところで経費がかかってしまうかもしれないが、考えられると思う。どちらかというハードの面よりも、図書館と一緒に文化資料館として地域の資料を集めていくこと、ソフトの面を目的として力を入れていく項目と考えている。(事務局)
- ありがとうございます。(委員長)
- 常設展示機能は設けないということは、普段は使わないが年に何回か使うかもしれないという意味合いか。(委員11)
- そう考えている。また、1階ロビーのブラウジングコーナーに、小さくテーマ展示コーナーがある。これは非常に狭い範囲だが、そこに常設的に絵画の展示ができるのではないかと考えている。(事務局)
- 承知した。(委員11)
- なお、保存のための環境整備ということで収蔵庫・作業室・燻蒸室を設けている。ご確認いただきたい。ご説明ありがとうございました。(委員長)
- ・ 申し込み時期について、13ページに本番利用とあるが、練習利用があるのか。(委員3)
- 申し込み時期についての内容でよいか。(徳永委員)
- 相違ない。例えばスタジオの1・2などは、当日申し込んで当日使うことができないと意味がないように感じる。同じ文化ホールに属する諸室でいうと2WAY ルームなども5日前までというより、地域の人が来て利用しやすく集まれるところと考えたら利用できるのか。それを確認したい。(委員3)
- 練習利用の申し込み時期は、詳細に協議をしていない。本番利用の抽選のあと先着順で使えるということが決まっている。それをいつまで受け付けるかは決めていない。(委託業者 川本)
- 柔軟に使えるようにしたい。(委員3)
- 機構設備など管理の問題もあり、当日の申し込みを可能にして人的配置でやっていけるのかという課題が出てくる。(委員長)
- 開館時間が9時から22時までであれば、スタジオなどは家に帰って食事をして、そのあと個人練習したいという方、今日はできるという方が使いたい施設ではないか。その場合、5日前まで・14日前までの申込になると、この機能が発揮できない場所になってしまう。(委

員 3)

- 委員 2 が例に挙げた杉並も練習施設があるが、この施設はバンドの練習などもできる。それでも当日ではなく、前日などになっている。当日では現場が混乱してしまう、複数組の申込があった場合をどうするのか、など問題もある。先着順としても、電話や書類などが必要になる。(委員長)
- 前日が良いのではないか。(委員 2)
- 当日ではなく、前日が良いか。14 日前というのはあまりにも早い。(委員 3)
- この日数は、本番利用について書かれている。原則を 14 日もしくは 5 日前にしておいて、空きがあった場合の特例の一文を書き込むこともできる。委員 3 から空きがあった場合には使いたいのご意見があった。空きがあった場合にはもう一つ課題があり、施設設備で利用者が PA を使いたい、マイク使いたいとなったときに、備品がないという可能性が出てくる。その調整も必ず必要になるため、新しい施設では当日の申込はないと考えている。前日もしくは 5 日前に申し込みがあった場合には、先着順で可能な限り対応するという表現しかないのではないかと。それはやはり規則で対応するかと思う。(委員長)
- 本番利用という考え方も難しいところがあるのではないかと。(委員 1)
- 練習だが「それは本番利用だ」と言われるようなことになりかねないのではないかと。(委員 9)
- この書き方をしているのは、練習利用のときには使用料金を下げようという思いから出ている話でもある。多くの文化ホールがそうしている。客席を使わない・舞台だけしか使わないということで半額にするなど、練習利用を別に定めていることが多い。(徳永委員)
- 同じ部屋を使う場合、本番利用を申し込むときに練習の日も設定するということはできないのか。(委員 10)
- 通常は同時に設定する。(委員長)
- ここには「学び はぐぐみ つながる 出会いのひろば」という、一番最初からの基本理念がある。それでいくと、市民が足を運びやすい所になってほしいという願いである。単発の貸館ばかりで、あとは自主企画だけでいくにはあまりにももったいない場所だと考えている。(委員 3)
- ありがとうございます(徳永委員)
 - ・ 先程、委員長がおっしゃった、設備や機材を借りる利用だと事前準備が必要になるが、単純にその部屋だけを借りたいというケースは、当日でも借りられる可能性を残しておいたほうが良いと思う。(委員 1)
- ありがとうございます。貸館率を上げようという視点もある。一方で当日利用は拒否される施設も多い。空調などでも計画的に使用していることがある。実際の施設・設備は、どうなるか分からないという状態なので、基本的にこれで定めていき、規則で「空いている諸室に関しては」という一文を入れるかどうか検討していく。(委員長)
- それは規則よりも運営マニュアルのようなものに記載する方が良いのではないかと。(委

員 2)

→ ありがとうございます。(委員長)

- ・ 最初に質問したときに免除基準のことはお答えいただけていない。(委員 6)

→ 失礼いたしました。(委員長)

→ そして部屋の名称と、施設の名称も含めて、いつの時点で決めるのか。検討委員会終わってから決定されるのか。またどのような方法で決められるのか、市民の公募をするのか。そういうことについてはどういった考えを持っているのかお伺いしたい。(委員 6)

→ ひとつめの減免基準は、17 ページのお話か。条例のなかで「詳細に関しては別途規則で定める」という一文を入れるかどうかということによろしいか。(委員長)

→ 相違ない。(委員 6)

→ 各委員のご意見をお伺いしたい。(委員長)

→ 普通は条例があり、条例のほうに規則があるので、規則の中にできるだけ具体的な内容を入れるものと考えている。(委員 2)

→ 委員 6 のご意見としては条例の中できちんと「別途規則で定める」と一文を入れるかどうかということである。委員 2 がおっしゃったことも当然そうである。全体の管理運営の条例の中に、規則で定めるということを入れて、全体にかかるようにするかどうかということである。(委員長)

→ それについては、条例の最後に「この条例に定めるものの他、必要な事項は規則で定める」という一文を入れるのが通常である。(事務局)

→ ありがとうございます。では、そのように対応し、中身に関しては別途規則で定めるということでご了解いただけてよろしいか。(委員長)

- ・ 部屋の名称をどういう方法で決めるのか。そして、この検討委員会終わってから決められたのではいけないので、検討委員会以前に決定するようにしていただきたい。(委員 6)

→ 委員 6 から施設全体の名称と諸室の名称に関してどうされるのかというご意見が出たが、事務局のほうでご意見があるか。(委員長)

→ 施設の名称については新年度をにらみ、皆さんのお力をお借りしながら施設の愛称公募を行っていきたい。諸室名称については、市民の方々にアンケートも難しいが、施設の規則と条例等をつくる際に検討させていただきたい。(事務局)

→ 今の方針としては、一つは全体の愛称は公募する。施設の正式な名称は行政が決めて、愛称は公募するという話と、諸室もろもろに関しては検討というかたちである。(委員長)

→ 諸室の名前というのは、特にご検討いただくような内容ではないと考えている。要はその部屋がどう利用するためにどのような作りがいいという話なので、それは条例、規則を定めてから市民の皆様にご利用していただく中で、十分に説明していくことになる。部屋の名称まで検討委員会のほうで協議をいただくことはないと考えている。あわせて施設の条例上の名称についても特に検討委員会の中で協議する予定はない。条例・規則が定まった段階で、こういうことで定めるとご説明し、検討いただけたらと考えてい

る。(事務局)

→ 諸室の名称については、ワークショップのときに1回やっているが、参考にされるのか。

(委員8)

→ 会議でも協議している。(委員3)

→ ワークショップとして諸室名称を考えていただいたので、参考にさせていただく予定である。(北岡委員)

→ 要は、今の名称の名前では市民に分かりにくいと感じている。そのことについて検討委員会は検討したのかと聞かれることもある。その前にワークショップでもいろいろ提案している。ワークショップで市民の提案があつて「こういう案にする」という検討がされているのなら良いが、「条例が決まってから後で」という話では、どうなっているのだと感じる。(委員6)

→ ありがとうございます。各委員のご意見すべてをなかなか汲み取れず、ここでまな板の上に上げられていないことを申し訳ないと思っている。諸室の名称に関して、このスケジュールだとなかなか検討する時間を持ちづらいが、事務局のほうで検討させていただく。例えば委員8がおっしゃったワークショップのご意見を、こういうかたちで反映しましたと1月の会議で報告する形もある。スケジュールは後ほど出てくるが、最後の会議のときにでもご説明をいただけるようなかたちにしていく。1月の検討委員会ということではよろしいか。ありがとうございました。(委員長)

・ 先程の話で文化資料館のことが挙げたが、常設の部屋というものを設けず、ソフト面でやるという話だった。ただし図書館の方針にも書いているように、これは最初からこの伊予市らしさを伝承する・発信するためにどうするかというのが一番大切である。それが知らない間になくなっては困る。例えば図書館のコーナーの中に郷土資料コーナーがあつて、そこに少なくともいつも様々なものが展示されているというコーナーを作るなど検討していただきたい。図書館には一応資料室という名称の部屋があつたが、涙を飲んで部屋を設けないとした訳なので、きちんと位置づけないといけない。(委員2)

→ ありがとうございました。基本計画のときに資料館をどうするかで、皆さんから活発なご意見や、どうするのかという話をたくさんいただいた。敷地の面積の問題などもあり現在の形に落ち着いた経緯があるので、委員2のご意見は図書館の運用のなかで反映させていくということではよろしいか。(委員長)

・ 市外の方の申し込みについて、申し込み初日は基本的に市内の方だと認識している。市外の方が文化ホールと同時に2階の部分なども使いたい場合、文化ホールは最初の抽選が済んでから、先着順で申し込むことになる。そのあと2階の部屋は抽選がまたある。そのときに、初日のときには市外の場合だと調整に入らないことになっている。希望を出しても調整の枠の中に入らないのではいけないのではないか、入れないといけないのではないかと思う。最初から文化ホールと2階の地域交流の部屋も使いたいという希望があつて、文化ホー

ルをその方が押さえている状況であった場合、初日にそれを除けても調整してしまうと、後でまた調整しないといけなくなってしまうのではないか。そこをどうするのか、気にかかっている。(委員1)

- 今のご意見について、ここまで議論いただいているのは基本的に市内利用者優先になっている。全国的な傾向からしても、伊予市民ファーストということが非常に強く打ち出されているが、現実には1年前の先着順、市内利用の段階で文化ホール部分、1階部分をとれた市外利用者が全事業を遂行するにあたって、地域交流機能の部分を使いたいケースもある。3カ月前の初日の調整にも参加させてもらえないかという話である。これに関しては、それこそ市民の皆さん、地域交流機能をたくさん使っている方から是非ご意見をいただきたい。考え方として「やはり市民優先」という話になった場合には、市内利用者が基本的に優先となり、市外利用者は文化ホール部分、つまり1階部分で事業をまとめていただくという方針になる。今の流れでは伊予市民優先でずっときている。それを貫くか、貸館率を上げるためには市外からの利用も多くとりたいので地域交流機能に関しても抽選の段階で参加できるようにするか、双方のご意見があっていい。これこそ皆さんのご意見で決めるしかない内容である。(委員長)
- そういった使用が入ったときに、やはりその場の調整会議の中で話をしないと難しい。(委員2)
- しかし、今の段階で市外利用者は地域交流機能に関しては3カ月前の抽選に参加できない。(委員長)
- その月の15日からの申込となっている。(委員3)
- その通りである。それは今まで議論してきている原則なので、そこで文化ホールを取っているから参加できるということにはならない。(委員長)
- 市外から観客も集めて持って来ることはないのではないか。市外から観客を300人連れてきて貸館をしたいという、そういう会があるのか。(委員8)
- もし愛媛県支部会を行う場合はほとんど市内、市外の人たちが集まる。(委員3)
- それは少ないのではないか(委員8)
- そういう人たちは利用しづらいままでよいということになれば、利用しない会館にはなっていく。(委員3)
- それでいいのかどうかという選択は、市民の皆様にしていただかないといけない。(徳永委員)
- 私自身が市外利用者であれば、当然3カ月前の初日に一緒に考えてほしい。(委員3)
- 市民としてはどうか。(委員長)
- 市民としては、初日にはホールを利用することが分かっている、抽選となる場合が考えつかない。(委員3)
- 利用率が高い日は集中する。10月の最終週の土日などは混み合ってくる。そう簡単には決まらないので、きちんと決めて、そのルールは原則守らないといけない。(委員長)

- これは申し込みのときに、この施設に限られますよとお伝えする。ただし当日空いていれば2階も使えますというようなことを提示して、了承していただく。(礎田委員)
- 今の規則はそうになっている。当日ではなく、3カ月前の15日の段階で、空いていれば市外の人には使える状況である。今の全国的な流れからすると、一番市民ファーストの施設である。それは各委員が納得してればそれで構わない。委員3がおっしゃったように市外利用者の立場になれば、3カ月前の1日の抽選に参加させてほしいと思うのは当然である。しかし市民が、地域交流機能はとてもよく使うからこらえてくださいということであれば、この規則でかまわない。(委員長)
- その調整は市外利用者も含めた全員が参加し、希望が重複した場合に市民優先という方法かどうか。(委員10)
- それであれば、15日になれば空いている、という規則と変わらない。(委員長)
- 調整が先に決まってしまうと、他でもよかったのにもうそこに入ってしまうという可能性がある。調整会議には参加するというのは、一応希望は出せるというだけである。そこで、それこそ市民ファーストになっても良いのではないか。(委員1)
- 是非皆さんからご意見をいただきたい。いま出ているように15日前まで待っていただき、そこで空いてるところでこらえてくださいという意見もある。調整会議には参加させてくださいというご意見もある。市民の方々が選択するところである。(委員長)
- この施設そのものをつくるときに、もともと市民会館があって、それから今の中央公民館や図書館があって、つまり市民施設の建て替えである。新設ではない。当然これは市民の税金をつぎ込むものであり、やはり市民が優先的に使うのは当然だと思う。そこは譲らないようにしたい。(委員2)
- ありがとうございます。(委員長)
- それよりも、市民や子どもたちの参加を増やす活動を活発にするための力を注ぎたいと考えている。(委員2)
- ありがとうございます。委員2がおっしゃったような考えで運営しているところもある。市内の需要が高く、市外と市内の貸館利用に関して差をつけると、かえって市民にとって不利益になるという考え方の施設もある。(委員長)
- ・ 文化資料館の機能について、11年前に合併協定書に文化財保存の施設を建設すると書いている。この施設に作らないとするのであれば別のところに移るのか、それとも協定はもう関係ないという考えであるのか、そこをきちんとしていただきたい。この施設は、文化資料館機能と書いているが、それは資料館ではないということか。図書館や文化ホールは協定書がないが、文化資料館は書いている。
- この場はこの図書館・文化ホール等の検討の内容であるため、この他の施設の内容についてこの場ではお答えできない。ただ、この施設の中で文化財担当1名、そして文化財整理指導員が仕事をしている。その中で今の図書館にもしっかりと展示スペースもなく満足な啓発活動もできていないというのが現状である。文化資料館的な展示スパー

スはないということでもう決まっているが、先程も申し上げたとおり、文化資料館の機能というのは展示だけではない。例えば保存・収集・記録もこれは機能のひとつになる。ハードとして新規に建てるっていうのを建てるのか建てないのかは今、私からはお答えできない。(事務局)

→ ありがとうございます。(委員長)

→ 今は希望的観測しかないが、別の所につくるというような認識を持ってもいいのか、それはないのか、そこを聞きたい。(委員6)

→ それに関しては、お答えはできないとしか言いようがない。我々も展示施設がどれだけ大切か認識している。調査した成果はお見せするのが通常であり、希望としては文化財担当として各市、町に一つの展示施設があることが基本だと思っている。今それができてないというのは、大変申し訳ないところではある。しかし展示スペースがなくとも、協議していただいた中で、収蔵庫と燻蒸スペースというのはなかなか普通できない設備である。燻蒸スペースは、古文書や木材をガスないし燻煙剤で燻蒸する所だが、こういうスペースができることだけでも、かなり進歩すると感じている。その施設その展示スペースありきのもの、文化財というのは展示スペースありきのものではない、ということをご理解いただけると幸いである。(事務局)

→ 要は、陽の目の当たらない物言わない文化財が多くある。どこかの小学校の倉庫に入っているような現状があり、合併協定書に謳われているのに文化財の施設がない。それについて、担当がつくりますとは言えないのは分かっている。分かっているが、そういう声はあるということを認識していただきたい。(委員6)

→ 私も賛成である。総合計画には載っていたが、なくなっていた。(委員2)

→ その協議は長く続けられている。現状、施設の中でできるだけ生かしつつ、きちんとしたものが要だという話も共通認識である

・ さきほどの貸館時期の申し込み方法に戻るが、現実運用するとこのような問題が一番課題になってくる。要するに3カ月前に、その月の文化ホールを押さえている市外利用者が協議に参加してもいいかどうかという内容である。現状2名の委員から市民ファーストでいくというご意見をいただいている。(委員長)

→ 全館使用とまでいかずとも、大きな事業を実施しようとする市外者が来なくなるだけのことで、良いのではないか。(委員3)

→ いまのご意見は、それだけ市民が使うというご意見である。(委員長)

→ 相違ない。市民が使うという覚悟があるのならば、開始月の15日から受け付けをこのまま生かせば良い。検討委員会のほうで協議をしたが市民が優先、市民が活用するという結論であればこのままになる。それは申し込みをされたとき、問い合わせがあったときにきちんとご説明しておく。そうすると市外者の方で判断する。それでしばらくは運用するのが良いのではないか。

ただ統計的には取っておいたほうが良い。市外から例えば3年間だったら3年間、新し

く規約を考えるときにデータとして活かす。こういう問い合わせがあったが、こういう条件を出した場合キャンセルがあったなど。もう開館するときには市民、とにかく市民が使うということで出発することになる。(委員3)

- 全員からではないが各委員からご意見をいただいて、次回事務局と委託業者中心にまとめたものを提示するという手順で管理運営実施計画を決めていきたい。

(3) 管理運営実施計画について

- ・ 資料の説明 (委託業者)
- ・ このような手順で1月に最終的な確認をしていただいて協議をする。そこで出た意見を反映して、そこから先は事務局が最終調整をしていく。(委員長)
- 全体の構成についても、あくまでも議論しないといけない。一つは開館準備体制である。他のところの実施計画を見ながら、開館準備体制をどうするのかというのは、やはりきちんと書いておかないといけない。これは開館が31年8月ということになっているので、このスケジュール表と合わせて開館準備体制をこういうかたちでつくる、ということを書いておく。それから条例、規則の問題をいつの時点でつくるかということも、具体的に書き込んでおかないと実施計画にはならない。(委員2)
- 項目を立てる必要があるというご意見か。(委員長)
- 相違ない。(委員2)
- 開館準備体制というのは基本的には組織のことか。(委員長)
- 開館までどのようにします、それから事業はこのように準備する、運営の規則・条例の規則はどうするというもの。抽象的なことではなく、具体的に書かなくてはいけない。(委員2)
- 条例をいつ決める、規則をいつ決めるという方針を含めた、開館スケジュールに関する計画ということである。組織・広報・事業計画全体をまとめてつくるような開館方針を書き込んでいただきたい。(委員長)
- ・ 1月の管理運営検討で素案についての確認協議とあるが、その確認協議した内容については最終的に事務局のほうで調整すると考えている。最終調整がこうなりましたよというのもやはり確認したい。2月に管理運営検討会で最終的な確認をして、一致した意見にすべきだと思う。1月は素案について一致した意見にはならないと思うので、できれば最終調整ということでももう一度確認の機会を設けていただきたい。(委員6)
- ありがとうございます。最終調整は2月いっぱいかかると考えている。3月の頭ぐらいにもう1回会議を設けてはどうか、検討委員会を行ったらどうかというご意見である。このご意見はごもっともなので、事務局のほうで調整をいただきたい。(委員長)
- ・ 使用時間についてだが、22時以降と9時以前に希望があれば延長可能になったのか。ただ10時から朝の6時までは騒音規制法という法律がある。この建物が完全防音なら良いが、もし22時以降を当たり前に認めていたときに問題にならないか、法的に確

かめたほうが良い。やむなく延びたのであれば仕方ないが、最初から２２時台、２４時台に使用を認めるような使用許可が大丈夫なのか気がかりである。第２種住居専用地域だと記憶している。（委員１１）

- 原則２２時までというのは動かさない。延びてもおそらく３０分程度と想定されるが、そこは規則できちんと書いておいたほうが良い。また音は外へ出さない、出るようなものは規制するかということについても、書いておいた方が良い。ご指摘ありがとうございます。（委員長）
- テラスというのが２５席と１０席、２階にある。これはフリースペースであり、出入りはアトリエを通らなくてもいけるのか。（委員３）
- 相違ない。（委員長）
- ２５席は入れるが、１０席のほうは入れないように見受けられる。（委員３）
- 設計を確認していただく。（委員長）
- それともう一つ。多目的スペース２０４席となるとこれだけの備品をどこに収納しているのか。備品としてこれだけのものを使いたいと言ったときには、あるということで良いのか。（委員３）
- 確認せずに回答できないため、確認させていただく。基本設計から実施設計になっても、大幅なレイアウトの変更などはないと聞いているが、細かな部分までは聞き及んでない。（委託業者 北岡）
- それを合わせて事務局と委託業者で実施設計の調整を行っていただく。大幅な変更はないと言いながら通路が変わるような施設もあるため、是非、最終的な調整をお願いしたい。１月の段階以前にお願いします。（委員長）
- 要するに建設計画から管理運営計画までやっていきたいと思いますということで、開館までやっていきたいなと思っている。文化協会関係者の中から出ている要望には、例えば備品、利用する机や椅子のデザインなどもある。実施や制度に関することもあるが、今後出てくるものと考えている。管理運営実施計画はこれで終わりにするが、細部についてやはり可能な限り市民参加の仕方を考えていただきたい。子どもたちもどういうかたちで参加ができるか、この中では議論できなかったことだが要望したい。（委員２）

（４）その他

- ・ 次回の検討委員会は１月２３日の週を予定している。場所はさざなみ館になる。（事務局）

３．閉会

- ・ 閉会の言葉（事務局）

以 上